

決 定 理 由

本地区は、東海道本線富士駅北口に位置し、富士本町商店街等が立地するほか、幹線道路と鉄道が交差する本市の主要な交通結節点であり、岳南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における将来都市像図では、都市拠点に位置付けられている。

富士市都市計画マスタープランにおいては、雄大な富士山を望める本市の玄関口として、昔からあるものと新しく創られるものを良い形で融合させて富士駅周辺地区の新たな魅力・価値を創出することにより、市民や観光客等の多くの人が集まり、様々な形で交流し、賑わいが生まれるまちに再生するため、定住人口の増加と市民・観光客等の交流による賑わいの創出を図ることとしている。

このことから、本市の玄関口としてふさわしい、交流と賑わいのあるまちづくりの実現に向けて、富士駅北口における都市計画施設（駅前広場）の区域内に、公益的な施設を立体的に整備することで、土地の有効・高度利用、都市機能の有機的な連携、魅力的な都市空間の創出を図るため、都市計画に交通広場を立体的な範囲で位置付け、本案のとおり決定する。